岐阜市民病院臨床倫理委員会規程

　　　　　　　　平成10年10月 1日決裁

　　　改正　平成12年 4月 1日決裁

改正　平成20年 6月10日決裁

改正　平成21年 4月 1日決裁

改正　平成22年 4月 1日決裁

改正　平成25年10月 1日決裁

改正　平成27年 6月26日決裁

改正　令和元年 5月21日決裁

　改正　令和 3年 7月28日決裁

改正　令和 4年 3月31日決裁

（目的）

第１条　この規程は、岐阜市民病院に所属する者（以下「医療従事者」という。）が行う診療に関する医療行為及びその他の諸行為等臨床倫理的介入が必要な事案に関して、倫理的配慮の基に審査、助言等を行うことにより適正に実施することを目的とする。

　（設置）

第２条　前条の審査を行うため、岐阜市民病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

　（審査事項）

第３条 　委員会は、次に揚げる事項等を倫理的観点及び科学的観点から、中立的かつ公正に審査する。

(1)　医療提供上、臨床的に倫理性が問われる事項

(2)　医薬品の適応外使用に関する事項

(3)　院内製剤に関する事項

(4)　高難度手術や保険未収載の手技に関する事項

(5)　臓器提供に関する事項

(6)　その他日常における倫理的な事案について、委員会にて審議が必要と考えられる事項

　（組織の構成等）

第４条　委員会は、次に掲げる委員で組織する。

　(1)　副院長

　(2)　事務局長

(3)　看護局長

　(4)　薬剤局長

　(5)　 医療安全局長　１名

　(6)　 内科系診療科部長　１名

　(7)　 外科系診療科部長　１名

 (8)　倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者　１名

　(9)　前各号に掲げるもののほか、病院長が適当と認める者　１名

２　前項第６号及び第７号の委員は病院長が任命し、第８号及び９号の委員は病院長が委嘱する。

３　委員会に委員長を置き、病院長が委員の中から指名する。

４　委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

５　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

６　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

７　第１項第６号から第９号までの委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　委員は、男女各２名以上とすること。

（会議）

第５条　委員会は、次に掲げる要件の全てを満たさなければ会議を開くことができない。

 (1)　委員の５名以上が出席していること。

 (2)　第４条第１項第８号及び第９号に掲げる委員が１名以上出席していること。

 (3)　男性及び女性の委員がそれぞれ１名以上出席していること。

 (4)　医療従事者でない者を複数人含むこと。

２　委員は、自己が関係する審査に加わることができない。

３　病院長は、委員会の審査及び意見の決定に参加できない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合は、委員会の同意を得た上で、その会議に出席することができる。

４　委員会は、審査の対象、内容等に応じて委員以外の有識者に意見を求めることができる。

５　委員会の審査は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、審議を尽くしても全会一致に至らない場合は、出席委員の３分の２以上の同意をもって承認することができる。

　（申請手続き）

第６条　第３条１項１号から６号に対する医療の現場で発生している倫理的な問題について審査及び助言を求める医療従事者は、各申請書（様式第１～４号）により病院長に申請するものとする。

（付議）

第７条　病院長は、前条に規定する申請書を受理したときは、委員会に対して審査を依頼し、意見を求めるものとする。

（緊急審査）

第８条　委員長は、緊急の審査及び助言が必要と判断した場合は、委員長がその都度指名した委員により、簡略化した手続による緊急の審査（以下「緊急審査」という。）を行うことができる。

２　緊急審査は、委員長の指名を受けた委員が行う申請書に基づくヒアリングにより審査に代えるものとする。

３　委員長は、特に必要があると認めるときは、委員長が指名した委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

４　委員長は、審査及び助言の結果について速やかにすべての委員に報告するものとする。

５　委員会は、その承認により緊急審査をもって委員会の審査及び助言とすることができる。

　（審査結果の通知）

第９条　委員長は、審査結果を病院長へ審査結果報告書（様式第５号）により報告するものとする。

２　病院長は、審査結果通知書（様式第６号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

（実施報告）

第１０条　診療科の長は、当該診療科において第３条第４項に関する高難度新規医療技術の承認を受けた医療を実施後、及び患者が死亡した場合その他必要とされる場合には、高難度新規医療技術実施報告書（様式第７号(その１)）または高難度新規医療技術実施に関する最終報告書（様式第７号(その２)）により病院長に報告するものとする。

（専門委員の委嘱）

第１１条　専門の事項を調査検討する必要が生じたときは、委員会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項に係る学識経験者の中から委員長が指名する 。

３　委員会は、必要に応じ、会議に専門委員の出席を求めることができる。ただし、　　　専門委員は、審査に加わることはできない。

（審査書類の保存期間）

第１２条　審査に関する書類の保存期間は、法令等に定めがある場合を除き、５年とする。

２　保存期間の起算日は、当該審査が終了した日等の属する年度の末日の翌日とする。

３　保存期間が満了した審査に関する書類について、更に保存する必要があると認められた場合には一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。

　（公表）

第１３条　次に掲げるものをホームページで公表するものとする。

(1)　岐阜市民病院臨床倫理委員会規程

(2)　委員名簿

（庶務）

第１４条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

　（守秘義務）

第１５条　委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

（雑則）

第１６条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

　　　附　則

　この規程は、平成１０年１０月　１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２０年　６月１０日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２２年　４月　１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２５年１０月　１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２７年　６月２６日から施行する。

附　則

　この規程は、令和　元年　５月２１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和　３年　７月２８日から施行する。

附　則

　この規程は、令和　４年　４月１６日から施行する。